

○志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成18年 3月30日

規則第119号

改正 平成19年12月 7日規則第36号

平成28年 3月25日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年志布志市条例第193号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 条例第2条の規定による公募は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 志布志市公告式条例(平成18年志布志市条例第4号)第2条第2項の掲示場に  
掲示する方法
- (2) 市の広報紙に掲載する方法
- (3) 市のホームページに掲載する方法

(申請書等)

第3条 条例第3条各号列記以外の部分の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書(様式第1号)とする。

2 条例第3条第1号の指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書は、事業計画書(様式第2号)とする。

3 条例第3条第2号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 収支計画書(様式第3号)
- (2) 定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、規約その他これに類するもの)
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 営業に係る許可等を受けていることを証する書類
- (5) 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに類する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(指定の通知)

第4条 市長は、条例第4条又は第5条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、指定管理者指定通知書(様式第4号)によりその旨を通知するものとする。

(事業報告書)

第5条 条例第7条各号列記以外の部分の規定による提出は、事業報告書(様式第5号)によるものとし、同条第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設及び設備の損傷又は滅失の状況
- (2) 開館時間及び休館日の変更の状況

(3) 利用の許可等の状況

(指定の取消し等の通知)

第6条 市長は、条例第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、指定管理者指定取消通知書(様式第6号)によりその旨を通知するものとし、管理の業務の全部又は一部の停止を命ずるときは、指定管理者業務停止命令書(様式第7号)によりこれを行うものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、指定管理者の指定手続等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(志布志市志布志シルバーワークプラザ管理規則の一部改正)

2 志布志市志布志シルバーワークプラザ管理規則(平成18年志布志市規則第83号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(志布志市志布志シルバーワークプラザ管理規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の日の前日までに、前項の規定による改正前の志布志市志布志シルバーワークプラザ管理規則第2条、第3条及び様式第1号の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年12月7日規則第36号)

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある第1条から第32条までの規定による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、第1条から第32条までの規定による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

志布志市長 様

申請者所在地  
名称  
代表者氏名 ③  
電 話 — —

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 公の施設の名称

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、規約その他これに類するもの）
- (4) 印鑑登録証明書
- (5) 営業に係る許可等を受けていることを証する書類
- (6) 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに類する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第3条関係）

事業計画書

公の施設の名称	
団 体 名	
所 在 地	
代 表 者 氏 名	
電 話	— —
設 立 年 月 日	年 月 日
経営方針等に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 団体の経営方針</li> <li>2 指定を受けようとする理由</li> <li>3 施設の現状に対する考え方及び将来展望</li> </ol>
組織及び人員に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の配置（指揮命令系統図を含む。）</li> <li>2 職員の研修計画</li> </ol>
施設運営に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 年間の事業計画（自主事業については、別紙に記載すること。）</li> <li>2 サービス向上のための方策</li> <li>3 利用者の要望の把握及びその実現の方策</li> <li>4 利用者とのトラブルの防止策及びその対処方法</li> </ol>
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人情報の保護措置</li> <li>2 緊急時の対応（緊急時の指揮命令系統図を含む。）</li> <li>3 現在運営している類似施設</li> <li>4 地域との連携</li> <li>5 特記事項</li> </ol>

様式第3号（第3条関係）

収 支 計 画 書

（単位：千円）

区 分	予 算 額	内 訳	備 考
収 入 の 項 目			
収入合計（A）			
支 出 の 項 目	人 件 費		
	事 務 費		
	事 業 費		
	管 理 費		
支出合計（B）			
収支(A)－(B)			

（注）指定期間となる期間の年度ごとに作成してください。ただし、年度ごとの収支の見込みが同じである場合は、その旨を備考欄に記載し、1枚のみの提出とすることができます。

様式第4号（第4条関係）

第 号  
年 月 日  
（ 課扱い）

様

志布志市長 閣

指定管理者指定通知書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり貴団体を指定管理者に指定しましたので通知します。

公の施設の名称	
指定の期間	年 月 日から 年 月 日まで
管理の業務の範囲	
利用料金に関する事項	
備 考	

様式第5号（第5条関係）

事業報告書

年 月 日

志布志市長 様

指定管理者 団

公の施設に関する 年度の管理が終了したので、次のとおり報告します。

公の施設の名称			
管理の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
管理の業務の実施状況			
公の施設の利用状況			
利用料金の収入の実績			
管理に係る経費の収支状況			
収入			
(単位：円)			
項 目	金 額	内 訳	備 考
支出			
(単位：円)			
項 目	金 額	内 訳	備 考
施設及び設備の損傷又は滅失の状況			
開館時間及び休館日の変更の状況			
利用の許可等の状況			

様式第6号（第6条関係）

第 号  
年 月 日  
（ 課扱い）

様

志布志市長 閣

指定管理者指定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した指定管理者の指定について、志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年志布志市条例第193号）第9条の規定により、次のとおりその指定を取り消したので通知します。

公の施設の名称	
指定の取消年月日	年 月 日
指定の取消しの理由	
<p>この処分不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。</p>	



様式第7号（第6条関係）

第 号  
年 月 日  
（ 課扱い）

様

志布志市長 閣

指定管理者業務停止命令書

年 月 日付け 第 号で指定した指定管理者が行う管理の業務について、志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年志布志市条例第193号）第9条の規定により、次のとおり管理の業務の全部（一部）の停止を命じます。

公の施設の名称	
業務の停止期間	年 月 日から 年 月 日まで
業務の停止を命ずる内容	
業務の停止を命ずる理由	
この処分不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。	

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第6条関係)